

## 森町企業紹介動画制作事業費補助金実施要領

### 1 目的

新型コロナウイルスの感染拡大により地域の産業が大きく制限を受ける中、町内の小規模事業者等が自社の商品およびサービス等を積極的に発信・紹介する動画を制作し売上・集客力向上等を目指す事業者に対し、制作に係る経費の一部を支援し、町内経済活動の継続と活性化を図ることを目的とする。

### 2 補助対象者

森町内に事業所、店舗等を有する中小企業、小規模企業者（個人事業者を含む）で、事業所得を有する者。

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業協同組合、生活協同組合又は有限責任事業組合（LLP）は、対象外。

※ 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する以下の者。

業種	中小企業者 （下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は 出資金の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

### 3 補助対象事業

売上・集客力向上のために動画制作に取り組む事業で、以下の条件を満たすこと。

- ・補助金交付決定後に事業を行うこと
- ・補助事業完了後に、制作した動画がインターネット上で閲覧可能な状態であること
- ・今後も事業を継続する事業者であること
- ・商工会の会員になること（既に参加の場合は除く）
- ・他の補助金交付を受ける場合は補助対象外

（取り組み例）

- ・自社の商品・サービス全般を紹介する動画の作成に係る委託費
- ・自社の商品・サービスを紹介する動画の作成に係る機材のレンタル費

### 4 補助対象経費

下表のうち、売上・集客を伸ばすための事業に資する費用。

但し、交付決定後の費目等の変更は認めない。

NO	費目	内容	備考
1	委託費	企画、構成、撮影、編集などの動画制作および動画サイトへの掲載を委託する際に要する経費	自社ホームページ所有者が、動画の公開に合わせてホームページを改修する際の費用は対象外
2	レンタル費	動画の撮影に必要なカメラおよび、映像編集機材等のレンタルに要する経費	ただし、レンタル期間が事業実施期間中のものに限る。

補助対象外の例

- ・カメラ・編集機材などの購入費用
- ・他の補助金の交付を受ける経費
- ・集客・売上向上を目的としない動画の費用（単なる求人広告等）
- ・公序良俗に反する動画

※なお、その他個別に判断する場合がある。

## 5 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定日から令和5年1月31日（火）までの間とする。

## 6 補助金の額

補助率	補助金上限額
補助対象経費の2分の1以内 (千円未満切り捨て)	20万円（5万円以上）

※補助金の交付は、消費税及び地方消費税を抜いた金額とします。

(例) 補助対象経費（税抜き）	補助金
400,000円以上	200,000円（上限）
103,000円	51,000円（千円未満切り捨て）

## 7 申請内容の変更等

採択を受けた後に申請した事業内容の変更及び取り止め、中止等は原則認めない。

## 8 補助金額の確定

補助金の額は、実績報告書に基づき補助対象経費の実支出の2分の1で算出した額とする。その場合、森町企業紹介動画制作事業費補助金交付決定通知書に記載された補助金額を超えた場合でも増額は認めず、また、下回った場合はその確定した額とする。

## 9. 申請の流れ

交付申請⇒一括審査⇒交付決定⇒事業実施⇒報告書類提出⇒交付確定⇒振込

## 10 審査の結果及び交付決定の通知

申請受付期間の間、提出された交付申請につき、森町商工会にて審査を行う。審査の結果については、その決定に関し、申請者宛に通知するとともに別途交付決定通知書を交付する。但し、再発行はしない。また、審査の過程や内容等については公表しない。

## 11 申請手続きの方法

- (1) 申請受付期間 令和4年5月27日（金）～令和4年6月30日（木）
- (2) 提出方法 原則、商工会窓口に持参。

### (3) 申請に必要な書類

- ①交付申請書（様式1）
- ②事業計画書（様式2）
- ③収支予算書（様式3）
- ④補助事業で予定する経費の見積書
- ⑤営業（事業）の実態が確認できる書類

法人の場合 登記簿謄本（登記事項証明書）の写し（3ヶ月以内のもの）

個人の場合 直近の確定申告書（収支内訳書又は青色申告決算書含む）の写し、決算期を一度も迎えていない創業間もない方は開業届（所管税務署の受付印があるもの）の写し

- ⑥申請者本人の確認書類  
（例）申請者の運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し
- ⑦誓約書

## 12 事業完了後の報告に関する手続き

### (1) 報告書提出期間

全ての事業が完了した場合は、速やかに以下に記す書類を提出する。  
なお、最終提出日は、令和5年2月10日（金）とする。

### (2) 提出方法

原則、商工会窓口に持参。

### (3) 報告に必要な書類

- ①実績報告書（様式4）
- ②完了報告書（様式5）
- ③収支決算書（様式6）
- ④作成した動画のデータを収めたDVD-R
- ⑤実施した事業の領収書もしくは振込明細書等（写し等可）
- ⑥請求書（様式7）
- ⑦振込先口座が分かる通帳等の写し（表紙及び表紙の裏面）  
※ 申請者と口座名義が同一のものに限る

### (注意事項)

事業を実施した（支払いした）際の領収書の写しもしくは振込明細書等は、必ず必要になりますので、大切に保管してください。

※領収書等の写し（支払った金額が確認できるもの）がない場合は、補助金の対象になりませんのでご注意ください。

13 書類の提出先

〒437-0215

静岡県周智郡森町森 20-9 森町商工会

14 その他

- (1) 補助事業採択者は、商工会ホームページで公表させていただきますので、  
予めご了承ください。
- (2) 申請は、1事業者1回限りです。